

平成29年 第11回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	平成29年11月27日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会	開 会	平成29年11月27日 午後1時30分			議長 京谷 常美	
日 時 及 び 宣 言	閉 会	平成29年11月27日 午後1時50分			議長 京谷 常美	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 11名 欠席 3名 ○=出席 ×=欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	青山 晴重	○	10	小山 隆顕	×
	2	平尾 博	○	11	小林 忍	×
	3	澤田 英雄	○	12	星 博明	×
	4	堤 寛	○	13	村上 正弘	○
	5	原田 尚一	○	14	京谷 常美	○
	6	塩野谷幸一	○			
	7	田中 利一	○			
	8	中川 俊司	○			
	9	西岡 正雄	○			
会議録署名委員	7 番	田中 利一		8 番	中川 俊司	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 八 子 和 行		事務局員 村 上 友 和	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (H29.11.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、平成 29 年第 11 回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
	議長	本日の出席委員は 11 名でございます。 本日の欠席委員は 10 番小山隆顕委員、11 番小林忍委員、12 番星博明委員の 3 名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程 1 会議録署名委員	議長	日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、7 番の田中利一委員及び 8 番の中川俊司委員をお願いいたします。
日程 2 会期の決定	議長	次に、日程第 2 会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
日程 3 議案 1	議長	異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日といたします。
	議長	次に、日程第 3 議事に入ります。
	議長	議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、1 番の件を議題といたします。
	議長	事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
		以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願います。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請地区の委員であります堤寛委員にお伺いします。
		本件の調和要件は問題ありませんか。
	4 番委員	問題ありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
		質疑ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、1 番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、1 番の件を可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、2 番の件を議題といたします。 事務局長より説明願います。

議 事 の 経 過 (H29.11.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく申し上げます。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請地区の委員であります中川俊司委員にお伺いします。 本件の調和要件は問題ありませんか。
	8 番委員	問題ありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	13 番委員	11 番の 1 ですが、ここは地目が違うということでしょうか。
	事務局長	13 番委員の言うとおりの地目が畑以外でございます。それから、譲渡人の名義ではなく、その父親の名義となっているため、経営移譲の対象地にはならないということになりますので今回の申請には記載されていないということになります。
	議長	よろしいでしょうか。
	13 番委員	わかりました。
	議長	他に、質疑ございませんか。 質疑が無いようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、2 番の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、2 番の件を可と決定いたします。
	議長	次に議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書について」の件を、議題といたします。
	事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 農地転用の許可要件であります立地基準及び一般基準を満たしていると考えます。ご審議方よろしく申し上げます。
	議長	説明が終わりましたので、今回現地調査を行いました中川委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	8 番委員	11 月 16 日に事務局長、小林委員、申請者の■■■■と私で、調査して参りました。先ほどの意見書の中にもありましたが、二種農地で、急傾斜となっております。現在は草刈等で管理されていますが、高齢なため今後は難しいと考えます。 転用には問題ないと考えます。

議 事 の 経 過 (H29.11.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
閉会	議長	報告が終わりましたので質疑をお受けいたします。 質疑ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書について」の件を、可と決定いたします。
	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。平成29年 第11回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。